

指定数量

1 消防法第 9 条の 4 第 1 項（抜粋）

危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）

2 危政令第 1 条の 11

法第 9 条の 4 の政令で定める数量は、別表第三の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量とする。

政令別表三

類 別	品 名	性 質	指定数量
第 1 類		第 1 種酸化性固体	50kg
		第 2 種酸化性固体	300kg
		第 3 種酸化性固体	1000kg
第 2 類	硫化りん		100kg
	赤りん		100kg
	硫黄		100kg
		第 1 種可燃性固体	100kg
	鉄粉		500kg
		第 2 種可燃性固体	500kg
第 3 類	引火性固体		1000kg
	カリウム		10kg
	ナトリウム		10kg
	アルキルアルミニウム		10kg
	アルキルリチウム		10kg
		第 1 種自然発火性物質及び禁水性物質	10kg
	黄りん		20kg
		第 2 種自然発火性物質及び禁水性物質	50kg
第 4 類		第 3 種自然発火性物質及び禁水性物質	300kg
	特殊引火物		50L
	第 1 石油類	非水溶性液体	200L
		水溶性液体	400L
	アルコール類		400L
	第 2 石油類	非水溶性液体	1000L

別記 2 指定数量

	第 3 石油類	水溶性液体	2000L
		非水溶性液体	2000L
		水溶性液体	4000L
	第 4 石油類		6000L
	動植物油類		10000L
第 5 類		第 1 種自己反応性物質	10kg
		第 2 種自己反応性物質	100kg
第 6 類			300kg